

事 務 連 絡

平成 27 年 7 月 13 日

市内 通所介護事業者及び認知症対応型通所介護事業者 各位

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

通所介護事業所等の設備を利用し宿泊サービスを提供している又は予定の届出について

日頃より、八王子市の高齢者福祉にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の平成 27 年度介護報酬改定により、介護保険法に基づく通所介護事業所や認知症対応型通所介護事業所（以下、「通所介護事業所等」という。）の指定を受け、かつ、通所介護事業所等の設備を利用し、通所介護事業所等の営業時間外に自主事業で宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する事業所について、月の宿泊日数に関わらず、宿泊サービスを開始する前に、指定権者（八王子市）へ届出を行うことが義務付けられました。

また、厚生労働省による「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成 27 年 4 月 30 日付老振発第 0430 第 1 号）」の発出を受けて、「八王子市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、「基準」という。）を定めました。

宿泊サービスを提供している又は予定の事業所におかれましては、基準についてご確認いただき、「**指定通所介護事業所等における宿泊サービス実施に関する開始届出書**」（以下「開始届出書」という。）をご提出いただきますようお願いいたします。なお、既に東京都の独自制度により開始届出書を提出された皆様につきましても「**改めての提出**」が**必要**となりますので、9 月 30 日までにご提出いただきますようお願いいたします。

基準、開始届出書については以下のページにリンクを掲載しておりますのでご確認ください。

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/48215/050520.html

また、宿泊サービスに対する Q & A や宿泊サービス計画、運営規程の例等につきましては東京都のホームページをご参考ください。なお、お問い合わせについては下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

事業者指定担当

電話 042-620-7452